

(お知らせ)

過去に発生した人身災害に関する協力企業からの報告の遅延について

平成 26 年 8 月 28 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

今月上旬、元請企業より、当所における昨年の作業で協力企業の作業員が負傷していた事案があるとの連絡がありました。当社は、本連絡を受け元請企業に対し事実関係の確認を含む詳細調査を指示しておりましたが、このたび、当該作業に携わった作業員への聞き取り等、元請企業から調査結果の報告を受けましたのでお知らせいたします。

けがの発生状況については添付資料（別紙）の通りです。

今回の事案は、関連する協力企業から「昨年、作業災害が発生したとの話を聞いたが、事実関係を確認してもらいたい」との指摘があったことから、調査したところ判明したものです。

調査の結果、負傷者本人及びその所属会社は、軽度のけがであり、元請企業への報告は不要と判断をしたため、発災当時に報告が行われなかったことが判明しました。

なお、本件については、元請企業より労働基準監督署へ報告を行うとともに、所定の手続きを実施しております。

当社は、このたびの事案を踏まえ、発電所構内の協力企業に対し、当所において人身災害が発生した際には当社への速やかな報告を再徹底するよう改めて周知いたしました。当社といたしましては、人身災害の発生について報告が行われなかったことは大変遺憾であり、今後も同様の事案が発生しないよう厳正な管理・監督に努めてまいります。

以 上

連絡先：柏崎刈羽原子力発電所
広報部 報道グループ
T E L : 0257-45-3131

使用済燃料輸送容器保管建屋増設工事におけるけが人の発生について

1. 発生日時

平成 25 年 8 月 11 日午前 7 時 30 分頃

2. 発生場所

使用済燃料輸送容器保管建屋内の非管理区域エリア

3. 作業内容

負傷者は、使用済燃料輸送容器保管建屋増設工事において、既設の天井クレーン取替作業の中で取り外した旧レールを建屋内から手押し台車とハンドフォークで搬出する作業に従事していた。

4. 負傷者の状況（けがの程度）

負傷者は、当該作業において使用したバールを右足太もも内側にぶつけ、裂傷した。なお、けがをした当日、病院にて 8 針の縫合処置を受け、現在は完治している。

5. けがの発生原因

ハンドフォークにレールを積載し搬出していた際に、車輪が床段差部に引っ掛かったためバールを使ってハンドフォークを持ち上げようとしたところ、バランスを崩し、バール先端が右足太ももに接触し裂傷した。本来、床段差部に車輪が引っ掛かる事の無いように適切な処置を行うべきであったこと、及び被災者のバールの使用方法が適切でなかったことが原因と考えている。

6. けがの再発防止策

今回の事例を周知し注意喚起を行っていく。

7. 報告しなかった判断理由

負傷者は帰宅後に自らの判断で病院へ行き、治療を受けたことを所属する会社の社長へ当日、報告したが、けがの程度など詳細は説明しなかった。翌 8 月 12 日、負傷者は改めて社長へけがの状況を報告した。社長は、負傷者が自ら車を運転してきたこと、前日のけがについて痛がる様子もなかったことから、報告するほどのけがではないと判断した。

以 上